

# 福島県奨学資金

大学・短期大学・高等専門学校

本県奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としております。

- 1 募集人員** [大学・短期大学・高等専門学校] 123名程度（予約採用者を含む）  
※ 予約採用で23名を採用内定。今回の募集は、100名+[予約採用内定の辞退者]となります。
- 2 貸与月額** [大学生・短大生] 月額 国公立 35,000円/私立 40,000円  
[高等専門学校生] 月額 18,000円
- 3 貸与期間** 令和3年4月分から在学する学校の正規の修業期間
- 4 申込の方法** 在学する大学・学校を通して行います。  
① 申請に必要な書類を学校へ提出 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで  
↓  
② 学校の推薦を得て申請へ  
↓  
③ 学校より申請書類を福島県へ **令和3年6月30日（水）必着**
- 5 採用の決定** 提出された書類により、選考作業を行い、奨学生として決定します。採否については、大学・学校を通して本人に9月初旬までに通知します。採用された場合、誓約書の提出後、4月分まで遡り貸与開始となります。初回振込日は9月末（4月～9月分をまとめて）の予定です。  
（以降、原則毎月10日に振込）

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16  
TEL:024-521-7775 (直通) Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索

## <応募資格>

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

〔大学生・短大生の場合〕

- ① 県内の高等学校を卒業した者、若しくは高等学校卒業程度認定試験若しくは大学入学資格検定に合格した者。（合格当時県内に住所を有していた場合に限る。）・・・入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
- ② 県外の高等学校を卒業した者・・・卒業の月に福島県奨学資金を受けていたこと。

〔高等専門学校生の場合〕

- ① 県内に所在する学校に在学する者・・・県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
- ② 県外に所在する学校に在学する者・・・入学又は転学するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有しており、かつ、保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。

- 2 在学大学・学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要です。

### 【学 力】

〔大学生・短大生の場合〕

高等学校における最終2カ年の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値（小数点第2位四捨五入）が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに大学における学業成績が本人の属する学部（科）の平均水準以上であること。

〔高等専門学校生の場合〕

中学校における最終2カ年の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第2位四捨五入）が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに高等専門学校における学業成績が本人の属する学科の平均水準以上であること。

### 【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

## <注意事項>

- 1 応募資格の条件を満たし、大学・学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。

- 2 同種類（貸与型）の修学資金を他から受けていないこと。

※ 他団体の奨学資金との併用のみ可能。併用は不可。（給付型との併用は可能です。）

なお、本県奨学生に採用後に併用が発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

- 3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者又は現に貸与されている者は申し込みできません。

＜必要書類＞ 記入終了後、そろっているか □ に ✓ チェックしましょう

福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 申請者(学生)の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。自宅外通学等で住民票現住所と異なる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を、避難されて住民票現住所と異なる場合は、「届出避難場所証明書」を必ず提出してください。
- ③ 保証人は2人(連帯保証人と保証人)必要です。  
※ 連帯保証人・・・福島県内に居住する(住民票がある)親権者等。  
※ 保証人・・・申請者及び連帯保証人と別住所・別生計で、返還の責務を負える成年者。65才以下の方にしてください。
- ④ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押し、余白に正しく記入してください。(修正液、修正テープの使用不可)

福島県奨学生推薦調書(第2号様式)⇒ ※在学している大学・学校で記入します

成績証明書

- ① 出身高等学校の成績証明書(調査書不可)を取り寄せてください。※高専生は不要です。
- ② 申請者が2年生以上の場合、①の出身高等学校の成績に加え、在学学校の成績が必要です。

令和3年度 **令和2年分** (令和2年1月から令和2年12月まで) 所得証明書 (就学者以外の世帯全員分)

- ① 源泉徴収票は不可。
- ② 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
- ③ 令和2年の中途又は令和3年中に退職、転職(開業・転業・勤務先変更も含む)等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。
- ④ 市町村の発行開始時期が提出期限に間に合わない場合は、在学学校へご連絡ください。  
※ 発行開始時期は市町村によって異なりますので、各市役所・役場へお問い合わせください。

住民票謄本 (本籍記載の世帯票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

- ① 戸籍謄本は不可。
- ② 同居・別居を問わず同一生計の方全員分を提出ください。(単身赴任や学生を含む)  
※ 住所が同一で世帯が別の場合(二世帯以上の同居又は祖父母等)も全員分が必要です。

保証人の住民票抄本 (本籍記載の個人票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

口座振替による支払申出書

- ① 申請者(学生)名義の普通預金のみ有効。(貯蓄型口座への振替はできません。)
- ② 通帳の表紙および通帳の見開き1ページ(金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名がわかるページ)のA4コピーを必ず添付してください。
- ③ 申請者(学生)の住民票の住所を記載どおりに記入してください。

居住証明書

特別の事情にかかる経費内訳

給与支払(見込)証明書

《注意》

⇒ 該当者のみ提出

## 返還について

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。

福島県奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分に御理解の上、申請されますようお願いいたします。

### 返還の方法

【返還の期間・方法】 卒業の月の6ヶ月後から貸与を受けた奨学資金の総額に応じ 20年以内に全額を半年賦（年2回）で返還していただきます。福島県より納入通知書を発行・送付しますので、金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口より納入していただくようになります。口座振替等の取扱いはありませんので注意してください。

【利子及び延滞利息】 利子は、無利子となります。

なお、返還すべき日までに返還されない場合は、年10%の延滞利息が発生します。また、期限を経過しても返還に応じていただけない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

### 返還額の例

		貸与年	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額	回数	年数
大学	国公立	4	35,000円	48月	1,680,000円	60,000円	28回	14年
	私立	4	40,000円	48月	1,920,000円	64,000円	30回	15年
短期大学	国公立	2	35,000円	24月	840,000円	42,000円	20回	10年
	私立	2	40,000円	24月	960,000円	48,000円	20回	10年
高等専門学校		5	18,000円	60月	1,080,000円	49,000円	22回	11年

※ 端数は初回返還金で調整されます。

# 所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

**給与所得者** 5人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
本人	私立大学	自宅外通学		1,440千円
弟	県立高等学校	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

所得証明書の「給与収入金額」  
もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

- ① 給与所得の計算式（裏面表1）から

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 = 3,724千円$$

- ② 特別控除額表（裏面表3）から（控除を差し引く）

$$3,724千円 - (1,440 + 280 + 860) = 1,144千円$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

- ③ 所得基準額表（裏面表2）により 5人世帯4,280千円以下 ということで申請可能となります。

**給与所得者以外**（自営業・農業等） 3人家族（父・本人・妹）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	会社員	営業所得	3,300千円	490千円
本人	国公立大学	自宅外通学		1,020千円
妹	私立高等学校	自宅通学		410千円

- ① 給与所得の計算式（裏面表1）は当てはめない。

父子家庭控除額

- ② 特別控除額表（裏面表3）から（控除を差し引く）

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

$$3,300千円 - (490 + 1,020 + 410) = 1,380千円$$

- ③ 所得基準額表（裏面表2）により 3人世帯3,620千円以下 ということで申請可能となります。

表1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………	所得金額=0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……	収入金額×0.8-2,626千円=所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……	収入金額×0.7-2,226千円=所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………	収入金額-4,860千円=所得金額

表2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	1,860,000円	5人	4,280,000円
2人	3,100,000円	6人	4,520,000円
3人	3,620,000円	7人	4,750,000円
4人	3,950,000円	8人	4,980,000円

※ 世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに230,000円を世帯人員8人の所得基準額に加算する。

表3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				証明書	
1	母(父)子家庭	490,000円				不要 (注1)	
2	就学者のいる世帯 (1人につき)  注1: 自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書でそれが確認できる場合に限り、確認できないときは、自宅通学の控除になります。	区分	通学形態	国公立	私立		
		小学校児童		80,000円			
		中学校生徒		160,000円			
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円		
			自宅外通学	470,000円	600,000円		
		高等専門学校学生	自宅通学	360,000円	600,000円		
			自宅外通学	550,000円	800,000円		
		専修学校高等課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円		
			自宅外通学	270,000円	460,000円		
専修学校専門課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円				
	自宅外通学	620,000円	1,120,000円				
3	障がい者のいる世帯	大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円		
		自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円			
4	長期療養者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				要	
5	家計支持者が別居している世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。					
6	火災・風水害・盗難などの被害を受けた世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。					
7	家計支持者が父母以外の世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があって将来長期にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。					
		410,000円。					

備考 ① 「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。  
 ② 現時点(申請時点)において特別の事情に該当する項目について控除されます。  
 ③ 3の障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。